

宛名管理WT_検討概要

2022年10月

デジタル庁

宛名管理機能の検討経緯

令和3年度の検討では、「庁内における宛名情報を適宜共有（相互利用）しやすくし、住民（住登外者含む）に対するサービス提供の迅速化を図る」ことを念頭に、ベンダー調査等を踏まえて宛名管理機能を整理。今般の共通機能で規定するところとして宛名番号の付番に特化した機能として整理した。

① 宛名番号のみの管理とした理由

宛名情報としての管理対象を選定するため、各業務で保持している連絡先等を含めた共通事項について、複数ベンダーに対して調査を実施。調査の結果、ベンダーごとに宛名情報として管理している項目について大きな乖離（例：電話番号、法人宛名管理有無等）があること、また当該宛名情報を利用する業務システムについても大きな乖離があることがわかった。

共通的な宛名情報にアクセスするためには、BPR及び制度的な整理（条例等含む）が必要であるところ、今般の共通機能の標準仕様書においては、共通的な宛名情報の相互利用は今後の検討事項とし、宛名情報を相互に利用可能とするための宛名番号の付番・管理を標準化の対象とした。

② 一意の番号としていない検討根拠

住民、住登外者に共通して付番する共通宛名番号について検討したが、この場合、住民記録システムで出生等の異動処理が、共通機能で宛名番号を付番しないと完了できない、という依存度が高いことを課題として捉え、住民記録システムのみで処理が完結できるよう、住民記録システムで住民宛名番号を付番することで整理した。

③ 住民記録システムで管理・発番する住民宛名番号を住登外者であつかえないのか

住民記録システム側で住民宛名番号を住登外者含めて管理することが必要になるが、住民記録システムは住民基本台帳法に基づき住民に関する情報を扱うものであり、住民でない個人（住登外者）を取り扱うことはそぐわないと判断した。

④ 団体内統合宛名番号を採用しない理由

情報連携に用いる番号であり、個人番号と1：1で管理される必要があるため、マイナンバー利用事務以外で利用することを想定していない。宛名番号を用いる業務システムはマイナンバー利用事務に限らず多岐に渡るため、団体内統合宛名番号を利用しないこととした。

また、住登外者を含めて団体内統合宛名番号を付番する場合、現状システムごとに管理されている住登外者宛名番号をすべて名寄せする必要があり、本対応を、標準化の対応のなかで実施するのは困難である、というご意見等もあった。

令和3年度
～
令和4年度
上期

※次頁に続く

宛名管理機能の検討経緯

令和3年度の検討では、「庁内における宛名情報を適宜共有（相互利用）しやすくし、住民（住登外者含む）に対するサービス提供の迅速化を図る」ことを念頭に、ベンダー調査等を踏まえて宛名管理機能を整理。今般の共通機能で規定するところとして宛名番号の付番に特化した機能として整理した。

また、宛名番号を利用するシステムは、マイナンバー利用事務系に限らず、自治体内で多岐に渡るため、宛名番号付番のための個人特定に利用する項目について、マイナンバーを必須とせず、基本4情報で実施することとした。

以上を踏まえて、宛名管理に関して下記の通り整理

① 宛名番号

1. 住民宛名番号：住民記録システムが住民を一意に特定するために付番する番号。連携要件で、住民記録システムから各基幹業務システムに共通の宛名番号を提供
2. 住登外者宛名番号：住登外者宛名番号管理機能（共通機能標準仕様書で規定）が住登外者を一意に特定するために付番する番号。番号利用事務に限らず、幅広く自治体事務で利用
3. 団体内統合宛名番号：団体内統合宛名機能（共通機能標準仕様書で規定）が、副本情報を中間サーバに送信するため、住民及び住登外者を一意に特定するために付番する番号

② 宛名情報

宛名情報とは、「宛名番号 + 基本4情報 + 連絡先情報／送付先情報」を指す

③ 「宛名管理システム」の取扱い

1. 宛名管理システムは「宛名情報」を一元管理するものと定義（宛名番号等を付番ではない）
2. 宛名情報を一元管理する際は、宛名管理システムを標準準拠システムと疎結合の形で構築

④ 転入

1. 住民記録システムにおいて、転入処理を実施後、住民記録システム以外のシステムに対して連携住登外者としての登録有無にかかわらず、住民記録システムで新規付番することを想定（再転入の場合は、住民記録システムの標準仕様書に従う）
2. 転入者が住登外者として登録されていた場合、住民記録システム以外のシステムにおいて転入者の住民情報と元の住登外者情報を統合することが可能

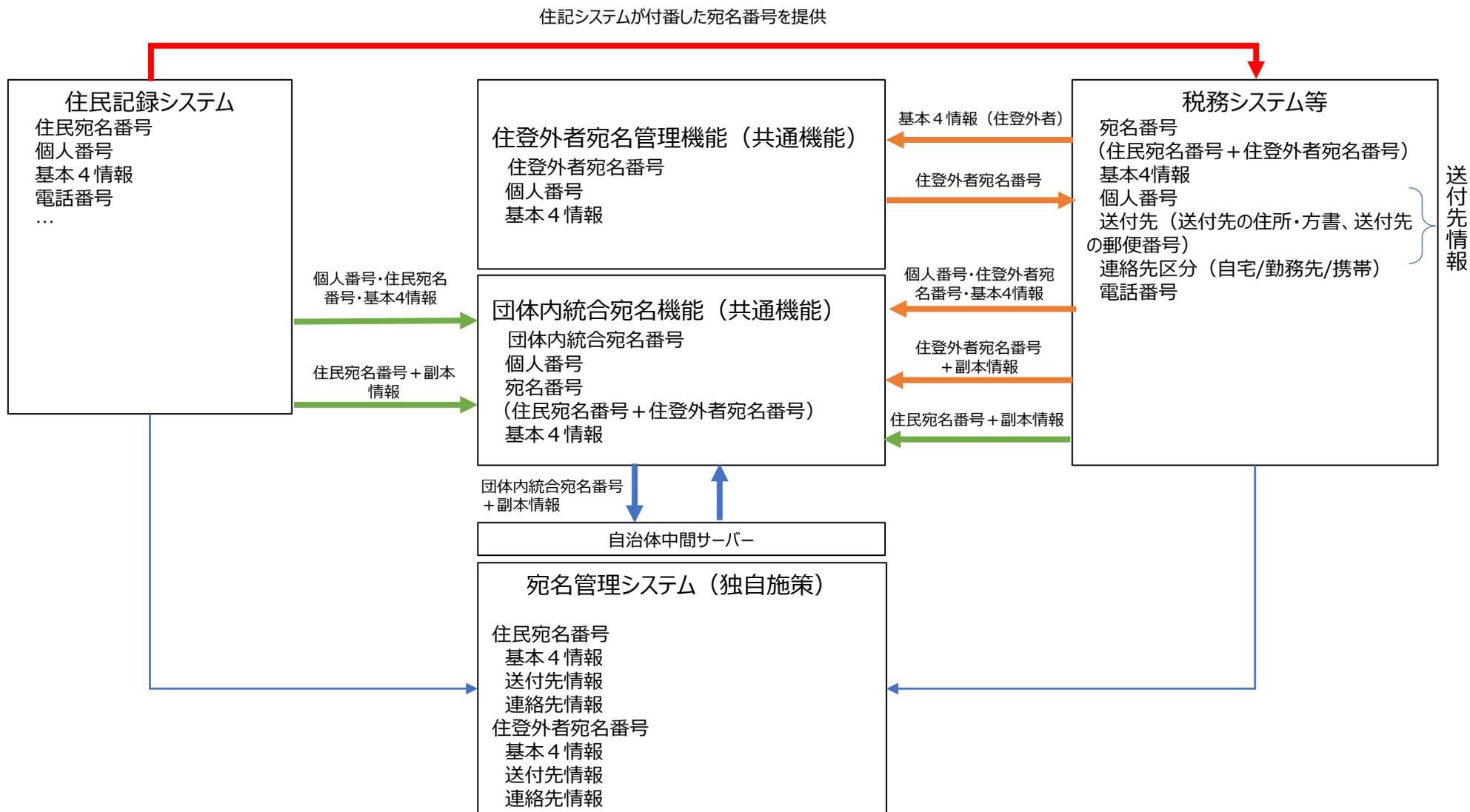
⑤ 転出

1. 住民が転出し、住登外者登録が必要な場合、住民記録システム以外のシステムにおいて住登外者登録を行う。このとき、住民記録システムで付番された住民宛名番号を引き続き利用することが可能

令和4年度
上期

令和4年度に整理した宛名管理全体像

先行して公開された住民記録システム等の宛名管理に係る標準仕様や標準準拠システム以外のシステムとの整合性を図り、宛名管理に関して下記の通り整理した。



(参考) 令和3年度時点での検討結果

デジタル庁にて令和3年度に検討した宛名管理の全体像は以下の通りであった。

✓共通宛名管理機能にて住民（住登外者含む）を一意に特定する「共通宛名番号」を付番する。各基幹業務システムは必ず共通宛名管理機能を経由して住民（住登外者含む）の登録を行う（A）。

✓共通宛名管理機能にて共通宛名番号と紐づいた住民（住登外者含む）の宛名情報のうち各業務で共通的な情報として「共通宛名情報」を管理する。共通宛名情報は共通宛名管理機能が管理し、各基幹業務システムは業務個別の宛名情報を管理する（B）。

